

北陵クリニック事件

迫られる〈犯人視報道〉の検証

事件の呼び方が、事件に対する見方、立場を内包している場合がある。

二〇〇一年一月、仙台市の北陵クリニック元准看護師・守大助さんが「点滴に筋弛緩剤を混入した」として逮捕され、計五件の殺人・殺人未遂の罪で起訴された事件。メディアはこれを「筋弛緩剤事件」と呼ぶ。

だが、患者の死亡・症状は筋弛緩剤と無関係で、医療過誤が主な原因だったとしたら……。事件は、殺人・同未遂の「事件性」を失う。そうして別の「事件」が立ち上る。医療過誤、その隠蔽を図る冤罪事件である。

冤罪を主張する弁護団は公判の途中から、「北陵クリニック事件」と呼んでいる。必ずしも冤罪の視点に立たなくとも、「事件の現場」をさす客観的な呼び名と言えよう。メディアもそう呼称すべきだと私は思う。「中立・客観」報道を標榜するのなら。

しかし、報道の大半は「呼び方」どころではなく、「警察の視点」で展開されてきた。裁判は今月三〇日、一審判決を迎える。だが、「マスコミ法廷」では、「前代未聞の病院内無差別殺人」「恐怖の点滴男」として、とっくに「有罪判決」が下されていた。

《背筋凍る“恐怖の点滴”／守容疑者／「容体急変」平然と報告》(二〇〇一年一月八日付『読売新聞』)

《「女兒」後も急変・死亡／計20人近く容体急変 うち10人死亡》(同一〇日付『朝日新聞』)

多くの読者・視聴者は、今もこれを「信じて」いるだろう。それを覆す重大な疑問が、次々と法廷に提示されてきたにもかかわらず、である。

「人権と報道・連絡会」は三月定例会で、守さんの弁護士・阿部泰雄弁護士に裁判の経過を聞いた。その中から、初期報道、警察・検察が描く「事件」への主な疑問を紹介する。

①起訴五件中二件について、主治医が「心筋梗塞」「薬の副作用」と法廷証言。他三件も専門医が、てんかん、副作用及び医療過誤などを指摘

②筋弛緩剤は十二分間で血中濃度が半減する。それを点滴に混入する方法で死に至らせる「凶器性」が、医学的にも何ら立証されていない

③「患者の血液・尿などから筋弛緩剤を検出した」とする鑑定には、鑑定資料の採取・授受、鑑定法・記録などに重大な不備があるうえ、再鑑定用に残すべき資料が理由もなく「全量消費」された(鑑定捏造疑惑)

④「筋弛緩剤が多数行方不明」とされたが、「筋弛緩剤の不明」は、守さんが就職する以前から起きていた

⑤同クリニックは多額の負債・経営難から重症患者も多数受け入れる一方、救急対応ができる医師の退職・不在で、「容体急変による他病院への転送・死亡」が頻発していた

他にも、クリニックから警察への「事件通報」の不自然さ、「犯行目撃者」の不存在などいくつも疑問がある。仙台地裁がそれにどんな答えを出すか。三〇日の判決を注視したい。

ただ、判決如何にかかわらず、メディアにはやるべきことがある。逮捕直後に繰り広げたセンセーショナルな犯人視報道の検

証とその報道だ。

その一部について、すでに昨年十一月、仙台弁護士会から「勧告書」が出ている。『河北新報』『朝日』『読売』『毎日新聞』の報道に関する仙台市民の人権侵害申し立てに基づき、各社への告知・照会、調査結果をまとめたものだ。以下に要点を記す。

『河北新報』——被疑者の本籍、住所の地番表記、父親の職業、被疑者の結婚予定、学校時代の写真掲載などは〈プライバシー侵害〉

『毎日』——学校時代の写真掲載は〈プライバシー侵害〉、《殺意の点滴なぜ》の題で行った連載(「仮面の下に殺意」などの記述)や、否認後の「自白」報道などは〈犯人視報道〉

『朝日』——《疑惑のしずく》の題で行った連載の前文(「医療従事者が点滴を凶器とするといった前代未聞の事件」)、同連載各記事の被疑者=犯人を前提とした「識者、犯罪心理学者の分析」などは〈犯人視報道〉

『読売』——《殺意の点滴 准看護師事件》の題で行った連載各記事、《標的、老人から子供に?／犯行アピール意図か》の見出しなどの一連の記事の記述は〈犯人視報道〉

犯人視報道は、勧告書が指摘した以外にもテレビ・週刊誌も含めて多数ある。報道は「予断を抱いた証人」をつくり、裁判にも影響を及ぼした。

メディア各社には、自分たちが出した「捜査段階の有罪判決」を真摯に検証し、その結果と反省を読者・視聴者に伝える責任・義務がある。

阿部弁護士は問いかけている。

「松本サリン事件誤報の反省は、報道にどう生かされてきたのか」